

警備業務計画書

下関市立青年の家機械警備業務（以下「業務」という。）の警備計画書は、次のとおりとする。

第1 警備対象

- 1 所在地 下関市椋野町一丁目 17-1
- 2 対象物 下関市立青年の家（本館及び体育館）

第2 目的

下関市（以下「甲」という。）の所有または管理にかかわる上記警備対象内の財産の保護に任じ、甲業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

第3 任務

- 1 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止。
- 2 事故確認時における関係先への通報連絡。
- 3 警備実施事項の報告。

第4 警備方法

- 1 業務の請負業者（以下「乙」という。）は、本契約に規定する施設に警報設備等を設置し、警備業務実施中に、警報設備等により感知される異常の有無を警備本部（以下「本部」という。）において、自動的に表示される機械設備により受知し、さらに警報設備等の正常な作動を本部において確認しうるに必要な機器を設置するものとする。
- 2 警備業務実施中、乙は、管制担当者が本部に設置された機器表示盤により、施設の異常の有無を間断なく監視し警備の万全を図るものとする。

第5 警備基準時間

- ・本館及び体育館

開館日：

①研修者がいない場合 午後5時30分から午前8時45分まで

②研修者がいる場合

ア 日帰り研修者のみの場合 研修終了時間から午前8時45分まで

イ 宿泊研修者がいる場合 宿泊する日の午後5時30分から翌日午前8時45分までの間業務を行わない。

休館日：24時間

第6 警備実施時間

前記警備基準時間において、警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

第7 警備仕様

1 警備装置

(1) 警備対象で発生した異常事態はガードセンターへ自動的に通報されプリンターにより記録される。

(2) 本件警備に必要な適合機器の配置及び種類・数量は末尾添付の端末機器設置図面による。

2 ガードセンター

整備受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。

3 機動隊

ガードセンターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

第8 警備開始における取り扱い

1 甲における取り扱い

(1) 甲の最終退館者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機の正常な状態を確認する。

(2) 次に最終退館者は、内部に設置した操作機の電源及び回路を確認し、オン（警戒）の状態に操作する。

2 乙における取り扱い

ガードセンターは、甲の最終退館者の操作機の換作により自動的に表示されるオン（警戒）の信号を確認し、警戒を開始する。

第9 警備終了時における取り扱い

1 甲における取り扱い

甲の最初の入館者は、入館後に必ず内部に設置した換作器を所定時間内にオフ（警戒解除）の状態に操作する。

2 乙における取り扱い

ガードセンターは、甲の最初の入館者の操作機の操作により自動的に表示されるオフ（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

第10 警備実施期間中における甲の臨時入館

原則として入館してはならない。但し、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

1 甲の臨時入館者は、キーボックスを警戒解除の状態にセットした後に入館し、以後甲の責任において処理するものとする。

2 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

第1 1 異常事態発生時における乙の処置

- 1 警報受信装置により甲の警備対象に異常事態が発生したことを確認したとき、乙は機動隊員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止等適切な措置をとる。
- 2 警備対象に到達した機動隊員は異常事態を確認後ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。
- 3 あらかじめ定められた甲の責任者または緊急連絡者へ連絡する。

第1 2 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後日書面をもって報告する。

第1 3 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取り扱い保管する。

第1 4 警報装置の保守点検

甲に設置された警備装置の機能については、乙が適宜保守点検を行う。

第1 5 緊急連絡者の指定

- 1 甲はあらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。
- 2 上記緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なくその都度変更した名簿を乙に交付する。

第1 6 その他

警備実施上、この警備計画書に定めのない事項について必要あるときに限り、甲・乙協議し、本書に付加条項文書を添付する。

以 上